

NSDevia 利用規約

第 1 章 総則

(利用規約の適用)

第 1 条 サービス提供者は、この利用規約(以下単に「利用規約」といいます。)、利用契約(要項、別紙を含む)及び各種サービス仕様書に基づき、本サービスを提供します。

(定義)

第 2 条 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービス 利用規約に基づきサービス提供者が契約者に提供する NSDevia をいいます。
- (2) 契約者 利用規約に基づく利用契約をサービス提供者と締結し、本サービスの提供を受ける者をいいます。
- (3) 利用契約 利用規約に基づきサービス提供者と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約をいいます。
- (4) サービス仕様書 利用契約に添付される別紙(NSDevia サービス仕様書)であり、本サービスの内容及び仕様等に関する基本的事項を定めた文書をいいます。
- (5) 利用契約等 利用契約及び利用規約(利用契約及び利用規約より参照されるサービス仕様書の該当箇所を含む)をいいます。
- (6) 契約者設備 本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアをいいます。
- (7) 本サービス用設備 本サービスを提供するにあたり、サービス提供者が設置又は利用するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアをいいます。
- (8) 本サービス用設備等 本サービス用設備及び本サービスを提供するためにサービス提供者が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線をいいます。
- (9) 消費税等 消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課をいいます。
- (10) ユーザ ID 契約者とその他の者を識別するために用いられる符号をいいます。
- (11) パスワード ユーザ ID と組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号をいいます。
- (12) 認定利用者 サービス提供者が利用契約等に基づき本サービスの利用を承諾した者をいいます。
- (13) 契約者等 契約者及び認定利用者をいいます。
- (14) 最短利用期間 当該期間内に契約者が利用契約を解約する場合、第 14 条第 2 項に従い、

当該期間の満了日までの利用料金等の支払義務を負う期間をいいます。

(15) 第三者製品 本サービスを構成する、第三者ベンダー（第 15 号に定義）が製造した又は著作権若しくは使用許諾権を有するソフトウェア、ハードウェア（付随する記録媒体、印刷物及びオンライン又は電子文書を含む。）又はサービス（MS 社（第 16 号に定義）の Azure サービス、Jitera 社（第 17 号に定義）の Jitera サービス、Freshworks 社（第 18 号に定義）の FreshDesk、並びに OSS（オープンソースソフトウェア）を含むが、これに限られない。）をいいます。

(15) 第三者ベンダー 本サービスを構成する製品又はサービスの提供元で、サービス提供者以外のサードパーティ（MS 社、Jitera 社及び Freshworks 社を含むが、これに限られない）をいいます。

(16) MS 社 Microsoft Ireland Operations Limited. 及びその関連会社をいいます。

(17) Jitera 社 株式会社 Jitera をいいます。

(18) Freshworks 社 Freshworks Inc. をいいます。

(通知)

第 3 条 サービス提供者から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又はサービス提供者のホームページに掲載するなど、サービス提供者が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、サービス提供者から契約者への通知を電子メールの送信又はサービス提供者のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

(利用規約の変更)

第 4 条 サービス提供者は、利用規約を随時変更することがあり、第 3 条第 1 項に基づく通知を変更時に行います。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、サービス提供者が発効日を指定する場合を除き、通知と同時に変更後の利用規約を適用するものとします。

2. 契約者は、MS 社の Azure、Freshworks 社の FreshDesk その他の第三者製品に関するサービス仕様および第三者製品利用条件（第 42 条に定義。以下はその例示。）が、各第三者ベンダーにより随時変更されることを理解し、同意のうえで本サービスを利用するものとします。これらの変更後は、変更後の内容に基づき本サービスが提供されることを了承するものとします。なお、各第三者製品の利用条件は、以下の URL 及び各社所定の最新のページ等より確認できるものとします。

- Microsoft

Azure: <https://www.microsoft.com/licensing/terms/productoffering/MicrosoftAzure/all> 又は MS 社所定の最新のページ

- FreshDesk: <https://www.freshworks.com/terms/>又は Freshworks 社所定の最新のページ

(権利義務譲渡の禁止)

第 5 条 契約者は、あらかじめサービス提供者の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

(合意管轄)

第 6 条 契約者とサービス提供者の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

(準拠法)

第 7 条 利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

(協議等)

第 8 条 利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第 2 章 契約の締結等

(利用契約の締結等)

第 9 条 サービス提供者は、利用規約の規定にかかわらず、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約を締結しないことができます。

- (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
- (2) サービス提供者に提示する情報に虚偽の記載、サービス提供に影響を及ぼす事項につき誤記があったとき又は記入もれがあったとき
- (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
- (4) 本サービスの提供が技術的に困難であるとき
- (5) その他、サービス提供者が不相当と判断したとき

(認定利用者による利用)

第 10 条 契約者は、サービス提供者があらかじめ所定の方法により承諾した場合に限り、認

定利用者に本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、認定利用者による本サービスの利用について、自己の利用とみなされることを承諾し、かかる利用に関して一切の責任を負うものとします。

2. 前項の承諾にあたり、契約者は、当該認定利用者が以下のいずれにも該当しないことを、契約者自身の責任において確認し、サービス提供者に対して表明保証するものとします。サービス提供者は、認定利用者の属性に関して一切の確認義務および責任を負わないものとします。

(1) 米国商務省産業安全保障局（BIS）が公表する Entity List に記載されていないこと

(2) サービス提供者が別途定める競合先その他不適切な対象に該当しないこと

3. 契約者は、認定利用者に関する情報を漏れなく正確にサービス提供者に提示する義務を負うものとします。サービス提供者が当該情報に基づいて承諾の可否を判断した結果、認定利用者が競合先その他不適切な対象であったことが後に判明した場合であっても、契約者はその責任を免れず、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。

4. サービス提供者は、第2項の条件を満たさないと合理的に判断した場合、認定利用者による本サービスの利用を承諾しないことができるものとします。

(商号等変更通知)

第11条 契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用契約締結時にサービス提供者に通知した事項に変更があるときは、サービス提供者所定の方法により変更予定日の30日前までにサービス提供者に通知するものとします。

2. サービス提供者は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(一時的な中断及び提供停止)

第12条 サービス提供者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

(1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合

(2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合

(3) サービス提供者が利用する通信回線、第三者製品、又は電力等のインフラストラクチャに生じた事象により、本サービスを提供できない場合

(4) その他天災地変、感染症・疫病等不可抗力、法令上の制約等、理由の如何を問わずサービス提供者が制御できない事由により本サービスを提供できない場合

(5) 契約者の故意又は過失により第三者が本サービスを利用したとき

(6) 契約者が利用契約上の義務の履行を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき

(7) 本サービスの提供を停止するやむを得ない事情があると合理的に判断した場合（第三者の知的財産権の侵害又はそのおそれが生じた場合を含むがこれに限らない）

2. サービス提供者は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、

本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。

3. サービス提供者は、契約者が第 16 条(サービス提供者からの利用契約の解約)第 1 項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

(利用期間)

第 13 条 本サービスの利用期間は、利用契約に定めるものとします。ただし、サービス提供者所定の方法により期間満了日の属する月の前月末日までに契約者又はサービス提供者から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに 1 か月自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

2. サービス提供者は、本サービスの利用期間満了の 60 日前までに、契約者に利用契約の変更内容を通知することにより、更新後における本サービスの種類、内容及び利用料金その他利用契約内容を変更することができるものとします。

(最短利用期間)

第 14 条 利用期間のうち、第 15 条に基づく解約を不可とする期間を最短利用期間といい本サービスの最短利用期間は、利用契約に定めるものとします。

(契約者からの利用契約の解約等)

第 15 条

契約者は、利用期間において、最短利用期間を除き、解約を希望する月の末日をもって解約することができるものとし、当該解約希望月の前月の末日までにサービス提供者が定める方法によりサービス提供者に解約希望を通知するものとします。

2 前項に基づき契約者が中途解約を行った場合であっても、契約者は当初の利用契約期間に対応する全期間分の利用料金およびその消費税相当額を支払う義務を負うものとします。契約者が当該利用料金の全部又は一部を未払いである場合には、サービス提供者が指定する期日までにその全額を一括して支払うものとします。

3. 契約者が当初の利用契約期間に対応する利用料金をすでに支払済みである場合であっても、サービス提供者はこれを一切返金しないものとします。契約者は、前項に定める通知がサービス提供者に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

(サービス提供者からの利用契約の解約)

第 16 条 サービス提供者は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約すること

ができるものとする。

- (1) 利用契約、その他通知内容等に虚偽記入又は契約締結の判断に影響を及ぼす事項に関する記入もれがあった場合
- (2) 支払停止又は支払不能となった場合
- (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
- (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (7) 利用契約等に違反しサービス提供者がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
- (8) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (9) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合

2. 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、サービス提供者が定める日までにこれを支払うものとする。

3. サービス提供者は、次に掲げる事由があるときは、契約者に対し通知（電子メール等の電子的手段による通知を含む。）することにより、利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとする。

- (1) 第 12 条（一時的な中断及び提供停止）第 1 項第 5 号及び第 6 号の規定により本サービスの利用が中止された場合において、契約者が当該中止の日から 30 日以内に当該中止の原因となった事由を解消しないとき
- (2) 第 12 条（一時的な中断及び提供停止）第 1 項各号の規定（第 5 号及び第 6 号を除く）により本サービスの利用が中止された場合において、当該事由がサービス提供者の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき、又はサービス提供者が本サービスの提供再開のため合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該停止の日から 30 日以内に本サービスの主要部分の提供を再開することができず、これにより本サービスに係る契約の目的を達することができないと認められるとき

（本サービスの廃止）

第 17 条 サービス提供者は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとする。

- (1) 廃止日の 60 日前までに契約者に通知した場合（本サービスの全部の廃止については廃止日の 90 日前までに契約者に通知した場合）
- (2) 天災地変、感染症・疫病、第三者ベンダー事由等不可抗力により本サービスを提供できない場合

(契約終了後の処理)

第 18 条 契約者は、利用契約が終了した場合、利用契約終了後直ちに、本サービスの利用にあたりサービス提供者から提供を受けた機器、ソフトウェア等各種サービス及びそれに関連する全てのドキュメント類等(これらの全部又は一部の複製物を含みます。以下同じ。)をサービス提供者に返還し、また、消去するものとします。

2. サービス提供者は、利用契約が終了した場合、契約者からサービス提供者所定の方法により消去の依頼があった場合には、契約者が本サービス用設備等に格納したプログラム、データ、ドキュメント類等その他一切の電子的情報(これらの全部又は一部の複製物を含みます。以下同じ。)を消去するものとします。

第 3 章 サービス

(本サービスの種類と内容)

第 19 条 サービス提供者が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、サービス仕様書に定めるとおりとし、契約者が具体的に利用できる本サービスの種類は、利用契約にて定めるものとします。

2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

(1) 第 41 条(責任の範囲)第 1 項各号に掲げる場合を含め、本サービスにサービス提供者に起因しない不具合が生じる場合があること

(2) サービス提供者に起因しない本サービスの不具合については、サービス提供者は一切その責を免れること

3. 本サービスの内容は利用契約で定めるものとし、次の事項については、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。

(1) ソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等

(2) 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問い合わせ

4. 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

5. サービス提供者は、本サービスの種類と内容を随時変更することがあります。この場合、第 4 条(利用規約の変更)に従った手続を行います。ただし、本サービスの全部又は一部の廃止については、第 17 条(本サービスの廃止)の定めによります。

6. サービス提供者は、本サービスの提供及び利用が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権又は著作権その他の知的財産権(以下「知的財産権」といいます。)を侵害しないことを保証するものではありません。本サービスの提供及び利用が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権又は著作権その他の知的財産権を侵害する場合には、サービス提供者は、必要に応

じて、本サービスの内容及び提供条件を変更し、又は本サービスの一部を廃止することがあります。

(本サービスの提供区域)

第 20 条 本サービスの提供区域は、要項で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

(導入支援及びサポート)

第 21 条 サービス提供者は、サービス仕様書に定めるサポートサービスを利用契約に基づき契約者に対して提供するものとします。

(再委託)

第 22 条 サービス提供者は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の一部をサービス提供者の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、サービス提供者は、当該再委託先(以下「再委託先」といいます。)に対し、第 37 条(秘密情報の取扱い)及び第 38 条(個人情報の取扱い)のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定のサービス提供者の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第 4 章 利用料金

(本サービスの利用料金、算定方法等)

第 23 条 本サービスの利用料金、算定方法等は、利用契約の別紙に定めるとおりとします。

(利用料金の支払義務)

第 24 条 契約者は、利用契約の要項に記載の最短利用期間及び利用期間（以下「利用期間」という。）について、利用契約の別紙の料金表に定める利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、サービス提供者は、第 12 条(一時的な中断及び提供停止)第 3 項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

2. 契約者は、利用期間中、第 12 条(一時的な中断及び提供停止)に定める事象の発生有無にかかわらず、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等を支払うものとします。ただし、サービス提供者の責めに帰すべき事由により、本サービスが契約者に対して 24 時間以上連続して提供されない状態が発生していることが確認された場合（以下「24 時間停止状態」という。）、契約者は、当該 24 時間停止状態が発生した月の月額利用料金について、24 時間停止状態が継続した日数（24 時間未満は切り捨て。以下同じ）に応じた日割り相当額の支払義務を

免れるものとします。ただし、当該 24 時間停止状態が第 12 条各項に定める事由に起因する場合は、この限りではありません。日割り相当額は、当該月の月額利用料金を当該月の暦日数で除した金額に、停止状態が継続した日数を乗じて算出するものとします。

(利用料金の支払方法)

第 25 条 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等につき、当月末締め請求書を契約者に発行します。契約者は、請求書に記載された期日までにサービス提供者が指定する銀行口座に現金で振り込むことにより、本サービスの利用料金を支払うものとします。

(遅延利息)

第 26 条 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、サービス提供者が指定する期日までにサービス提供者の指定する方法により支払うものとします。

2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第 5 章 契約者の義務等

(自己責任の原則)

第 27 条 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者(認定利用者及び第三者製品を提供する第三者ベンダーを含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。)に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 本サービスを利用して契約者等が提供又は伝送する情報(コンテンツ)については、契約者の責任で提供されるものであり、サービス提供者はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

3. 契約者は、契約者等がその故意又は過失によりサービス提供者に損害を与えた場合、サービス提供者に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

(利用責任者)

第 28 条 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、サービス提供者へ通知するものとし、本サービスの利用に関するサービス提供者との連絡・確認等は、

原則として利用責任者を通じて行うものとします。

2. 契約者は、利用責任者に変更が生じた場合、サービス提供者に対し、サービス提供者所定の方法により速やかに通知するものとします。

(本サービス利用のための設備設定・維持)

第 29 条 契約者は、自己の費用と責任において、サービス提供者が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境(サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法第 2 条に定義するサイバーセキュリティをいうものとします。))の確保を含みます。)を維持するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者の電気通信サービスを利用する等して契約者設備をインターネットに接続するものとします。

3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、サービス提供者は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

4. サービス提供者は、サービス提供者が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

(ユーザ ID 及びパスワード)

第 30 条 契約者は、ユーザ ID 及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理(パスワードの適宜変更を含みます。)するものとします。ユーザ ID 及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。

2. 第三者が契約者のユーザ ID 及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為によりサービス提供者が損害を被った場合は契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、サービス提供者の故意又は過失によりユーザ ID 及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

(バックアップ)

第 31 条 契約者は、契約者等が本サービスにおいて提供又は伝送するデータ等については、自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、契約者とサービス提供者間の別段の契約に基づきサービス提供者がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、サービス提供者はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

(禁止事項)

第 32 条 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) サービス提供者若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (3) 利用契約等（第 10 条を含むがこれに限られない）に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又はサービス提供者若しくは第三者に不利益を与える行為
- (5) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
- (8) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (10) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (11) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
- (12) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
- (14) 第三者製品に関する提供条件に反する行為、又はその他第三者ベンダーが禁止を求める行為
- (15) その他上記各号に類するサービス提供者、本サービス又は第三者に悪影響を与える行為
- (16) 本サービスを利用して、以下のいずれかに該当するプロンプト（入力）又は生成物（出力）を作成・使用・共有する行為
 - ① 虚偽又は誤解を招く情報の生成
 - ② 差別的、暴力的、脅迫的、又は憎悪を助長する内容の生成
 - ③ 違法行為を助長又は扇動する内容の生成
 - ④ 第三者のプライバシーを侵害する情報の生成（例：個人を特定可能な情報の抽出）
 - ⑤ 自動化された方法で大量の生成を行い、サービス提供者又は第三者のシステムに過度な負荷を与える行為
- (17) 本サービスの AI モデル、アルゴリズム、ソースコード、API 等をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、解析、複製、模倣、又はこれらを試みる行為
- (18) 本サービスを、サービス提供者が明示的に許可していない方法又は目的で利用する行為

(例：軍事、監視、選挙操作、ディープフェイクの生成等を含むがこれに限らない)

(19)サービス提供者が別途指定する禁止対象者または禁止対象団体に本サービスを利用させる行為(例：米国商務省の Entity List に該当者、Jitera 社の競合先等)

(20)その他、サービス提供者が不適切と判断する方法または目的で本サービスを利用する行為

2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちにサービス提供者に通知するものとします。

3. サービス提供者は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第 1 項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者等の提供した情報が第 1 項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第 1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるとします。ただし、サービス提供者は、契約者等の行為又は契約者等が提供又は伝送する(契約者の利用とみなされる場合も含まれます。)情報(データ、コンテンツを含みます。)を監視する義務を負うものではありません。

(認定利用者の遵守事項等)

第 33 条 第 10 条(認定利用者による利用)の定めに基づき、サービス提供者が認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、認定利用者との間で、次の各号に定める事項を遵守させ、本契約に基づき契約者がサービス提供者に対して負う義務と同等の義務を負わせ、その遵守及び履行について一切の責任を負うものとします。

(1)認定利用者は、利用契約等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、利用契約等のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者に適用できないものを除きます。

(2)契約者とサービス提供者間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと。

(3)認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。

(4)本サービスの提供に関してサービス提供者が必要と認めた場合には、契約者が、サービス提供者に対して、必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることなく認定利用者の秘密情報を開示することができること、また、サービス提供者は第 22 条(再委託)所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができること。ただし、当該秘密情報に関して、サービス提供者は利用規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。

(5)認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関してサービス提供者に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、サービス提供者に対して一切の責任追及を行わないこと。

2. 契約者は、サービス提供者から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、

認定利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。

(認定利用者が利用契約に違反した場合の措置)

第 34 条 第 10 条(認定利用者による利用)の定めに基づき、サービス提供者が、認定利用者による本サービスの利用を承認した場合において、認定利用者が、前条第 1 項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。

2. 認定利用者が、前条第 1 項各号所定の条項に違反した日から 10 日間経過後も、当該違反を是正しない場合、サービス提供者は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。

(1) 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること

(2) サービス提供者と契約者の間の利用契約の全部若しくは当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること

第 6 章 サービス提供者の義務等

(善管注意義務)

第 35 条 サービス提供者は、本サービスの利用期間中、善良な管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

(本サービス用設備等の障害等)

第 36 条 サービス提供者は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。

2. サービス提供者は、サービス提供者の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。また、本サービス用設備のうち第三者製品に障害があることを知ったときは、第三者製品を提供する事業者修理又は復旧を指示するものとします。

3. サービス提供者は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続するサービス提供者が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者修理又は復旧を指示するものとします。

4. 前各項に定めるほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及びサービス提供者はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第7章 秘密情報の取り扱い

(秘密情報の取り扱い)

第37条 契約者及びサービス提供者は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 利用契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2. 前項の定めにかかわらず、サービス提供者は、契約者による本サービスの利用に伴い自動的に生成・収集されるログデータ（アクセス履歴、操作履歴、エラーログ等を含みますが、これに限りません）をサービス提供者の秘密情報として取り扱うものとし、当該ログデータを(i)本サービスの提供及び運用のため、(ii)本サービスの品質向上、機能改善及び新機能の開発のため、(iii)統計分析その他、個人を識別できない形式でのマーケティング・分析のため、の目的の範囲内で利用できるものとします。

3. 前各項の定めにかかわらず、契約者及びサービス提供者は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及びサービス提供者は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービスの遂行及び維持改善の目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下、本条において「資料等」という。）を複製又は改変（以下、本項においてあわせて「複製等」という。）することができるものとします。この場合、契約者及びサービス提供者は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。

6. 前各項の規定に関わらず、サービス提供者が必要と認めた場合には、第 22 条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができるものとします。ただしこの場合、サービス提供者は再委託先に対して、本条に基づきサービス提供者が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

7. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第 5 項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含む。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。

8. 本条に定める秘密保持に関する義務は、利用者管理データについては利用者管理データが本サービスから削除されるまで適用され、他の全ての秘密情報については当初開示日から 3 年間有効に存続するものとします。

（個人情報の取り扱い）

第 38 条 契約者及びサービス提供者は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいう。以下同じ。）を本サービスの遂行及び維持改善の目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

2. 個人情報の取り扱いについては、法令に別段の定めがある場合を除き、前条（秘密情報の取り扱い）第 4 項乃至第 7 項の規定を準用するものとします。

3. 契約者は、サービス提供者（第三者ベンダー及び第 22 条に定める本サービスの再委託先を含む。本項において以下同じ。）が、利用契約の規定に従って個人情報を処理（個人情報の取得、利用、保存、提供、削除及び外国にある第三者への提供を含むがこれに限られません。以下同じ。）することを承諾するものとします。契約者は、サービス提供者に個人情報を提供する前に、適用される個人情報保護およびデータ保護に関連する法令に基づき、必要となる同意につき、当該個人情報の本人より取得するものとします。

4. 契約者は、本サービス上でユーザ ID 及びパスワード以外の個人情報を取り扱うことがないことをあらかじめ確認するとともに、本サービス上にアップロードその他の取扱いを行ってはならないものとします。これに反する取扱い等がなされた場合、サービス提供者は一切の責任を負いません。

5. サービス提供者による個人情報取扱いの詳細については、別途サービス提供者が定める NSDevia プライバシーポリシーに従うものとし、契約者はこれに同意するものとします。

第 8 章 その他一般条項

- (3) サービス提供者の提供した本サービスの修正サービス、代替サービスを契約者が利用しなかった場合
- (4) 契約者が利用契約所定の事項に違反して本サービスを利用した場合
- (5) 第三者製品に起因する請求等であって、第三者ベンダーによる補償の範囲外である場合
- (6) 日本国外において契約者が本サービスを利用、又は利用させる場合
- (7) その他、サービス提供者の責に帰すべき事由以外の事由に起因する場合

(責任の範囲)

第41条 本サービス又は利用契約に関してサービス提供者が負う責任は、理由の如何を問わず第39条（損害賠償の制限）第1項の範囲に限られるものとし、サービス提供者は、次の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動、内乱、法令改廃制定、公権力による命令処分、同盟罷業、公開前の特許侵害、その他の不可抗力等
 - (2) 第12条（一時的な中断及び提供停止）及び第17条（本サービスの廃止）の定めに基づき契約者又は認定利用者が本サービスを利用できなくなった場合
 - (3) 通信回線の障害により本サービスの利用に支障が生じた場合
 - (4) サービス提供者が、利用契約の定めを遵守したにも関わらず、本サービスの提供に支障が生じ、利用者管理データの消失、乱丁、文字化け、その他不具合が生じた場合
 - (5) サービス提供者の責に帰することができない妨害攻撃、不正アクセス、セキュリティ侵害が生じた場合
 - (6) 第三者製品に起因し、かつ、第三者ベンダーが責任を負わないとする損害が生じた場合
 - (7) その他サービス提供者の責に帰することのできない事由
2. 契約者が第24条第2項に基づき日割り相当額の支払義務を免れた場合において、当該免除がサービス提供者の責めに帰すべき事由によるものであっても、契約者に対するサービス提供者の責任は、当該減額をもって全て履行されたものとし、契約者はこれに関連してサービス提供者に対して損害賠償その他の請求を行わないものとします。
3. サービス提供者は、契約者による本サービスの利用又は認定利用者による契約者サービスの利用により契約者と認定利用者を含む第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。
4. サービス提供者は、本サービスに関連して、あるいはその結果として、契約者、又はその他の第三者に発生する二次的、付属的、特別又は結果的な損失、債務、損害や出費等について一切責任を負わないものとします。

5. 契約者は、自己の責任において本サービスを利用するものとし、サービス提供者は、本サービスにつき一切の保証を行わず、本サービスが応答速度その他の品質を満たすこと、利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、利用者に適用のある法令又は諸規則若しくは基準等（業法、輸出規制、情報保護規制等を含み、日本に限らず、関係する諸外国の法令、規則、基準等も含む）に適合すること、継続的に利用できること、不具合が生じないこと、及び第三者の権利を侵害しないこと等について、一切の責任を負わないものとします。
6. 本サービスは、契約者の入力に基づき自動的にコンテンツ（以下「生成物」といいます。）を生成するものであり、サービス提供者は、当該生成物の正確性、完全性、合法性、有用性、最新性、特定目的への適合性等について一切の保証を行いません。
7. 契約者は、生成物の内容を自己の責任において確認・判断のうえ利用するものとし、サービス提供者は、契約者による生成物の利用又は利用不能に起因又は関連して契約者又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
8. サービス提供者は、契約者による本サービスの利用に関連して生成された生成物が、第三者の権利を侵害しないこと、又は法令に適合することを保証するものではありません。契約者は、自己の責任において、生成物の利用が第三者の権利を侵害しないことおよび法令に適合することを確認するものとします。
9. 契約者は、本サービスが、本サービスに不具合が発生した場合に、死亡、重大な人身損害、重大な物理的損害、又は環境の破壊に繋がるような使用を目的（以下、「禁止された使用目的」という。）として考案され、提供されるものではないことを確認します。契約者は、第 32 条（禁止事項）及び禁止された使用目的のために本サービスを使用しないこと、又は第三者に使用させないことを保証します。

（第三者製品に関する利用条件）

- 第 42 条 第三者製品に関しては、第三者製品に関する利用条件（以下「第三者製品利用条件」という。）に基づいて提供されるものであり、契約者は、本サービスの利用に際し、第三者製品利用条件並びに適用される全ての法令を遵守するものとします。
2. 利用規約に明示的に定めているものを除き、第三者ベンダーが負う責任を超えて、サービス提供者は、第三者製品利用条件に基づく賠償責任その他の保証及び責任を負わないものとします。

（反社会的勢力の排除）

- 第 43 条 契約者及びサービス提供者は、自ら（契約者については認定利用者を含む。）が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者などの反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 契約者及びサービス提供者は、自ら又は第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、

脅迫的な言動、風説の流布、偽計又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約します。

3. 契約者及びサービス提供者は、相手方が前各項に違反し、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、取引の継続が不適切である場合、利用契約を解除することができるものとします。

(法令遵守)

第44条 契約者及びサービス提供者は、自己に適用される輸出規制や消費者契約法等のすべての法規制（日本法に限らず、関係する諸外国の法規制も含む。）を遵守するものとします。

2. 契約者及びサービス提供者は、相手方が前項に違反し、かつ、当該違反が利用契約を継続しがたい重大なものである場合には、利用契約を直ちに解除することができるものとします。本項に基づく解除により前項に違反した当事者に損害が発生した場合であっても、解除した当事者は当該損害を賠償する責めを負わないものとします。